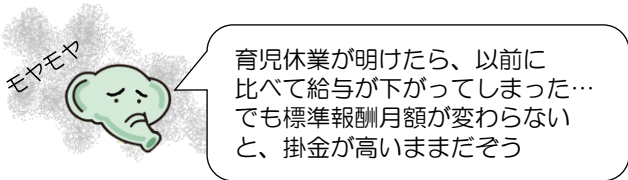


育児休業から復帰された皆さまへ

◆ 「毎月の共済掛金」や「将来の年金額」に関する特例の手続のご案内

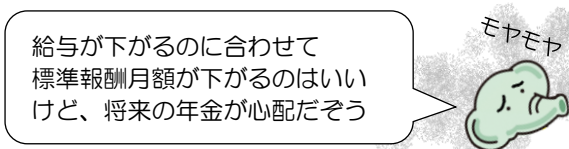


育児休業等終了時の標準報酬月額改定

育児休業から復帰して3か月間に支給された給与で、標準報酬月額が改訂されます。育児休業前の給与と復帰後の給与に大きな差がある方は、届け出ることで標準報酬月額が下がるかもしれません\*。

つまり、毎月の掛金額も下がります！

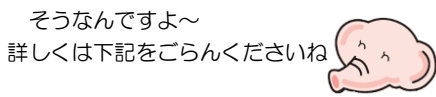
\*「上がる」場合もあります。そのときは毎月の掛金額も上がります。



3歳未満の子を養育する場合の特例

お子さんが3歳に到達するまでの間、「育児休業等終了時の標準報酬月額改定」等により標準報酬月額が下がった場合でも、年金の計算をするときは、お子さんの出生前月の高い標準報酬月額の等級が保証されます。

つまり、将来受け取る年金額には影響しません！



◆ 希望される場合は、ご自身でお手続きください

これらのお手続きは、**組合員ご本人様**に行っていただくことになります。育児休業から復帰されたときに、共済センターから書類をお送りします\*ので、希望される方は必要事項をご記入の上、郵送してください。

\* 書類は、すでにご提出いただいている方にはお送りしておりませんので、ご了承ください。共済組合HPからダウンロードしていただくこともできます。下記URLからご確認ください。



	育児休業等終了時の標準報酬月額改定	3歳未満の子を養育する場合の特例
対象となる方	長期組合員・短期組合員の方 で ・育児休業復帰時に、3歳未満のお子さん(同居)を養育されている方 ・育児休業から引き続き産前産後休業を取得されていない方	長期組合員の方 で (短期組合員の方は、日本年金機構に同様の特例がありますので、お勤め先でお尋ねください) ・3歳未満のお子さん(同居)を養育されている方 ・産前産後休業や育児休業を取得中ではない方
ご提出書類	『標準報酬育児休業等終了時改定申出書』	『3歳未満の子を養育する旨の申出書』
ご提出時期	育児休業復帰から、おおむね2か月以内	「育児休業等終了時改定申出書」を提出される方は、できるだけ同時にご提出ください。特例の効力は「2年」です。2年を経過した月については、特例は適用されません。
ご参考	標準報酬月額が「上がる」場合等、ご希望によりお申し出を取り下げることが可能です。	育休を取得していなくてもお申し出いただけます。
書類の送付先	〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬担当 あて (郵送料は差出人様負担)	

共済組合HPで、より詳しくご案内しています。 <https://www.yuseikyosai.or.jp/event/shussan.html>

トップページ「人生のイベントから探す」→[出産／産休／育休](#)→[「産休／育休」に関する手続](#)

【標準報酬担当】

